

終戦秘史（抄）

下村海南（元・情報相）

第十四章（第二十一章）

第十四章 ポツダム宣言の閣議

昭和二十年七月二十七日朝六時、サンフランシスコより英米華三国の対日共同宣言が放送された。当日午より開かれし定例閣議では、宣言を全く押えて新聞紙にのせないというのもおかしい。ニュースはニュースとして、少くともそのままのせ、軽くあしらっておくがよいという意見を述べ、その方針のもとに外務省の松本次官、安東局長、太田書記官、情報局の久富次長、井口部長等首相官邸へ参集の上、先方の宣言を要約し、大きく扱わない、また各項目につき論議しない、ソ連にはふれない、論説として扱わずということになったのであった。そうした主旨によりポツダム宣言公表の形式は定められた。この宣言はすでに熟知されているはずであるが、全部十三

項よりなり、第六より第十一までに、

一、日本国民を欺き、世界征服の挙に出でしめた権威と勢力の永久の抹殺。

二、新秩序の確立され、日本の戦争力破砕さるるまでの領土の占領。

三、カイロ宣言の条項を実施し、日本主権を本州、北海道、九州、四国その他我等の決定する諸小島への限定。

四、軍事力の完全なる武装解除後の平和的生産的生活を遂げる機会との附与。

五、奴隷化また国民としてその破壊を意図せず、俘虜虐待等戦争犯罪人への厳格な処断、民主主義傾向の復活強化に対する障害の除去、基本的人権の尊重、言論、宗教、思想の自由確立。

六、經濟支持且現物賠償を可能ならしめる産業の維持容認、戦争のための軍備を可能なら

しめず、究極の貿易参加の容認。

の六項目の条件をかかげ、第十二項に、

以上の諸目的が実現して、自由に表明された日本国民の意思に準拠して平和的傾向の責任政府が確立し次第、連合国の占領兵力は日本から撤収する旨を規定し、最後の第十三項目に無条件降伏を宣言し、これに反すれば日本の全的破壊あるのみと結んである。東郷外相は閣議の席に於て、本件につき政府として何等意思表示をしないことを強調したが、軍の方では軍の士気に影響するといふので、首相より進んできびしく反撃してほしいという要求が強く、首相としては一面外交の手を打ちつつあるさ中であるから、挑戦的態度はと

るべきでなく、一応何等進んで意思表示をなさざることとし、新聞にはただニュースとしてのせるが、これを批判せず、黙殺することとした。たまたまかねてより首相の第三回新聞記者会見はあくる二十八日に予定されていた。この度一方的声明にせよ、三国共同宣言があつてみれば、何としても記者団よりこの点につき第一の質問なくんばあらず、また応答もなくてはならない。従つてこの会見の席上に当然質問あり、首相より軽く答うることにして始末をつけるが然るべしということになつたのである。

午後の記者団との一問一答中には、首相はポツダム宣言にふれては、私はあの共同声明はカイロ会談の焼き直しであると考えている。政府としては何ら重大な価値ありとは考えない。ただ黙殺するだけである。我々は戦争完遂にあくまでも邁進するのみである。

という数語に止めた。この黙殺ということばが、直訳すると、ア

ムール河を訳したる黒龍会のブラック・ドラゴンと相似て、かなり強い意味にとられた。現にこのことばがソ連の八月八日の参戦の理由にとりあげられ、日本の武装兵力の無条件降伏を要求した三国の要求は日本の拒否するところとなつた。

従つて極東戦争に対する調停に関するソ連にあてたる日本政府の提案は一切の基礎を失つた。

という提言となつた。我が調停の申込みをうけているソ連は、ヤルタ会談によりすでに九十日以内に参戦の約束があつた今、広島の原子爆弾を見るに至り大急ぎに参戦が速められ、英米ではとくにソ連の名譽のため原子爆弾事件以前にソ連は参戦を承認していたことを公表しているのである。要するに当方の答弁如何はもはや問題でなく、いずれになつても参戦するはずであり、当然参戦する折のソ連の提言の中にうまく利用されたということになつた。さらに再説

すれば、そうした黙殺云々の辞句の有無はソ連の参戦に問題とならない。黙殺と言わなくとも当然ヤルタ協定により期限つきで参戦するはずであり、同時に黙殺ということばをソ連参戦の提言に理由づけたこともたしかである。閣議では進んで意思表示しないことになつてしたが、軍部は強く反駁しないと士気にひびくという。記者団との一問一答で、首相は重要視しないといわざるを得ない。新聞では黙殺するという語を用いたのであつた。

第十五章 八月八日二時間の拝謁

かしこしや日の大御子の前にして二ときほどの言きこえまつる

ふたたびはわが生きのよにあらぬ今日ぞ昭和二十年八月八日

かねがね参内して所管事項につき言上すべく念じながらも、ついのびのびになっていたが、八月六日広島に原子爆弾の落下あり、戦局ますます急を告ぐるままに、内外を通じとりどりの情報が重なってきた。この際とくに言上すべき筋合もあり、七月下旬宮中の御都合を伺い、八月の八日参内という内命をうけた。拝謁の時間は二、三十分間を例とするが、とくに一時間のお許しを得た。しかしなるべく三十分ぐらいにということである。されど六日広島に原子爆弾の投下があり、時局はますます急迫をつげてくる。首相よりは存じよりのことはすべてあからさまに申上ぐることに、臣節をつくす道なりと言わるるままに、一時間という心づもりにした。

八月八日は第四十五回目の大詔奉戴日である。情報局にて勅語奉読の後、遺言にふれて訓示をし、芝巴町国民学校内なる関東信越地方総督府にて開かれし時局啓発宣伝の管内協議会にのぞみ、時局の

情報と覚悟のほどを述べ、午後宮中に参内、一時二十分に吹上御苑の奥まりし文庫に参内した。

ささやけき平屋の入口に藤田侍従長が迎えられる。戸内に入るこゝと数歩ならず廊下の片側にテーブルがあり、日誌をつけるから覚え書をとこわるるまま奏上の要旨を簡単に話す。やがて一時三十分に程近く、ささやけき一間に入りお待ち申上げる。卓をへだつること六尺に足らず、おさしずのままいすに腰を下し、右なるわきいすに包みものをおき、うやうやしく奏上することになった。かえりみれば大正のころ高輪御殿において台湾風土の映画を台覧に供し、次いで三十分ばかり奏上したることがあり、その後、駒場農科大学運動場における体育協会の大会に御野立の折奏上したことがあるだけで、その他はいつも宮中に於て、帝国議會その他の式場に於て、御見上げ申したばかりであつた。それが今七十一歳の老体をささげ終戦

内閣に列し、この際この時昭和二十年八月八日という記念すべき日に謁見し、ただ二人さし向いの単独拝謁じつに二時間の長きにわたり、親しく奏上して陛下よりくさぐさのおことばを賜わりしこと、ただまことに感慨無量である。しかもこの日はまさに広島原子爆弾の翌々日であり、この夜ソ連代表は我が佐藤大使に交戦の通告があり、あくる九日には長崎に原子爆弾あり、閣議は相次いで夜を徹し十日にわたる。いわば大東亜戦最後の幕が切つて落された時である。単独拝謁中に奏上した次第は、

情報の一元化 空襲下の放送

時局に対する民心の動向 信賞必罰の要

宮廷と重臣 国体明徴と君臣の親和

大本営移転 大号令

鈴木内閣の使命

の各項にわたっていた。私の奏上した重点は信賞必罰と宮廷と重臣、さらに国体の明徴と君臣の親和であり、とくに玉音の放送は放送協会長時代よりの持論であり、時局急迫の折柄とてとくに拝謁申上げし眼目であった。

一時間の奏上が終ると、陛下より御意見があり、御質問があり、いつのまにか、またさらに一時間の延長となり、通じて二時間の長き拝謁の終りに、「いろいろと参考になった」と身にあまる有りがたきおことばを拝し、感激にあふれて退去した。

この二ときこの二ときは己が一生にただ一たびの時なりかし
こし

七十年を長らへ来しも今日のこの一日の為の吾とし思ふ

私は拝謁後委曲を鈴木総理まで報告した。総理はそれはよかったよかった、「朕大二嘉賞ス」ということになる。結構でした結構で

した、とくりかえしくりかえし眼をうるませた。

拝謁奏上の内容の中、ここに大号令の一節のみ摘録する。

大号令

今日国家興亡の難関に対しては、君民相和し同一体となり、一層の親しみを以て国民あげて君の心を心とするほかに道はない。過般本所深川の戦災地へ行幸の御儀についても、当時いろいろと反対の意見があつたと風聞している。さきに紀元二千六百年の式場に、せめてかかる折こそ、マイクを通じ一億の民あげて親しく陛下の御声を拝聴することと念願したが堅く禁止せられた。当時高松宮殿下マイクの前に立たれし時に、たまたま陛下のお声が少しくマイクを通じて感じたのは怪しからぬといふので問題となつたことがある。私は放送協会会長在職当時、この重大時局下にはせめて帝国議会開院

式に賜わる勅語の玉音をマイクを通じ国民全般へと念じたが、頭から問題にされなかつた。かくのごとくすべてを通じ君民の間はあまりにも隔離されている。この重大時局にあたり玉音放送など飛んでもないことと堅く阻止されている。しかしいまや日本帝国存亡の秋に直面した。さような窮屈なことなどいつていられる時ではない。国土至る処大号令をという声が聞えている。これには或は右へ或は左へといろいろな意味もあるうが、いずれにしても親しく聖断を仰ぐべき時なりという一億国民の心持がうかがわれる。(以下略)

今にしてかえり見れば、私としては感慨無量というほかはない。単独拝謁後一週日にして終戦の詔勅は玉音によりはじめて放送され、国の内外に換発されたのである。

第十六章 終戦時の日本軍の配置

原子爆弾は広島に追っかけて八月九日長崎に落ちた。ソ連の軍は満州に突入して来た。しかし陸軍の主力は外地に内地に七百万と号している。ことに民国や南洋にある軍は常勝を以て誇っている。国民も不安の念にかられながらも、いかに絶望の淵におちいりつつあるかは分らない。緒戦以来の夢さめず、面子にかけて武士の意地にかりたてられつつある中に、いかに事なく終戦に導きうるであろうか。

終前直前の我が陸軍の配置は次のごとくであった。

海外二百七十一万九千三百人

満鮮方面関東軍山田乙三大将六十五万六百人

中華方面中華派遣軍岡村寧次大将百五万五千八百人

南方方面寺内元帥

南方総軍寺内寿一元帥十八万七千五百人

第十四方面軍ルソン山下奉文大将十一万二千九百人

第七方面軍昭南板垣征四郎大将十七万四千八百人

第十八方面軍バンコック中村明人中将十万六千六百人

ビルマ方面軍東ビルマ木村兵太郎大将七万一千三百人

第八方面軍ラバウル今村均大将八万七千八百人計七十四万九百人

飛行団二十六万二千人

内地二百七万九千三百人

第一総軍東京杉山元元帥

第十一方面軍仙台吉本貞一大将

第十二方面軍東京田中静彦大将

第十三方面軍名古屋岡田資中将

計八十一万五千五百人

第二総軍広島畑俊六元帥

第十五方面軍大阪内山英太郎中将

第十六方面軍福岡横山勇中将

計八十六万五千八百人

小笠原兵団立花芳夫中将一万五千人

船舶関係十二万七千人

飛行団二十五万六千人

海軍は比島以後六万二千トンの「武蔵」をはじめ、「扶桑」「山城」等を撃沈せられ、沖繩戦に「大和」を失い、連合艦隊は名のみとなった。しかし国民は、豊田連合艦隊司令長官が船がなくて横須

賀や木更津の陸上にいるとは知らずにいる。空軍が海軍のせめても
の命の綱であつた。二十年九月の末に日本からアメリカへ引揚げた
第二十航空隊司令官ジャイルス海軍中將は新聞記者たちに、日本が
戦争終了前に特攻隊をして、重爆撃機を以てシャートルはじめ米太
平洋岸都市を襲撃せんとし、北海道を基地とする四機の重爆撃機は
すでに完成していたが、日本がさらにこれを改良せんとした矢先に
戦争が突如として終つたのだ。だからもし戦争があのままつづけば、
六カ月以内に太平洋都市は爆撃をうけることになつただろう。将来
日本により引き起される戦争を防止するため、アメリカは日本を百
年間占領すべきだと思ふ。

と語っており、また二十一年一月アメリカ海軍省の発表せる日本
派遣海軍調査団の報告には、日本は降伏前水中特攻隊で米侵入軍を
むかえうつ計画であつたことが判明した。すなわち日本軍は、

一、魚雷および機雷の装備をもつ「伏龍」水中部隊

一、巨大なる水中のコンクリート製トーチカ

一、自沈した船に装置した固定魚雷施設

などで米軍の本土上陸が一年以内に予想された一九四四年につくり上げられたものである。

と記されてある。この他に飛行機では、キの百号、キの四号あり、小型の子供飛行機を抱いて飛んだ無線操縦飛行機イ号などもあったが、いずれも都市工場の引きつづく空襲のため、製作工程の進行はいちじるしく妨げられたらしい。

いわゆる水際作戦も残存航空部隊と、水上特攻隊の体当り攻撃により連合国軍の洋上撃滅をねらい、ついで上陸し来る敵に対しては装備の低下せる兵力と、婦女子に至るまで竹槍を以て武装した国民

義勇隊員の人の波で押し切ろうというのであった。

されば二十年十月発表した米参謀総長マーシャル元帥の今次大戦に関する隔年報告では、春ごろから原子爆弾の成功が迫っているのを見込みて、秋に南九州へ、明くる春に関東への攻撃の計画を立ててある。マ元帥とニミッツ元帥と協同し、第一計画オリムピック作戦では宮崎有明湾、鹿児島島の西海岸へ上陸し、別に四国上陸を装わしめる牽制作戦をする。第二のコロネット作戦は関東から本州東部の平野へ、東京、横浜を占領する計画であった。二十年九月末ジャイルス中將とともに日本をあとにアメリカへかえりし時、ルメイ海軍少將は、そし一旦飛び立った以上特攻機を阻止することは困難であつた。しかし原子爆弾を使用しなくとも、戦争は二週間内に終つたろう。原子爆弾は戦争の終結とは何の関係もない。日本はそれまでに完膚ないまでに空からたたかかれている。

と語っている。米軍の飛行機の性能はよくなるばかり、機数は増すばかり、さらに原子爆弾にまで発展する。我は性能は落ち数は少くなる。首相官邸に義勇隊用としてならべてある武器なるものは、テーブルの上なる竹槍や石弓であつた。

敗戦はまさしく絶対である。問題はいかにして無事に終戦に導きうるやにある。鈴木首相、ことに阿南陸相の苦心は、内地に未だ敗れざる軍の主力がある。外地には中国に、南洋に土付かずの勢を持ちつづけている。さらにいかにして内には抗戦を主張する中堅将校連を説伏するや、外には不敗の大軍をいかにして無事收拾しうるやに存していた。

問題は内にあつた、御ひざもとにあつた、さらに外にあつた。一歩を誤れば乱軍となる、ゲリラ戦ともなる。それでは国内の軍民はどうなるであろう、外地三百万の軍はどうなるであろう、手はいつ

でもあげられる。しかし問題は、いかにして事無く終戦となるかにある。八月九日より十五日まで、この一週日が国の存亡を前にせる鈴木内閣最後のあがきであり、また仕上げでもあった。

第十七章 ソ連参戦の閣議

八月六日の原子爆弾について、当時の政府、言論界ことに情報局と外務、軍部との間における発表の内容方法等については終戦記に詳記してあるが、さらに九日朝ソ連参戦の短波放送を耳にして鈴木首相は原子爆弾の威力とその災害を思い、ソ連の進攻に対しすでに関東軍の主力が比島に移されし今日は二カ月を持ちこたえられない。いよいよ最後の段階に来了。ソ連を介しての和平交渉は見事に裏切られた。普通ならばその責を負うて内閣は総辞職するのみであるが、

今時そんなノンキな芝居を打ってられない。

時局解決の重責を背負うて来た首相は、本土決戦か降伏か、その一を選ぶべき渡頭に立つた。「ポツダム宣言受諾あるのみ」と決意した首相は九日早朝参内し、引きつづきあくる十日の午前四時までここに、

第一回戦争指導会議（九日午前十時半より三時間余にわたり議決せず休憩）

第一回閣議（十四時半開会十七時半休憩）

第二回閣議（十八時半開会二十二時休憩）

第二回戦争指導会議三十二時五十分開会十日午前二時半散会）

第三回閣議（十日午前三時開会四時散会）

と、五回にわたる最高戦争指導会議と閣議と交互連続開かれた。

最高戦争指導会議は六人の構成員だけの水入らずで九日午前十時三

十分より開会されたが、まさしく長崎における第二回目原子爆弾投下の時であった。前後三時間にわたる沈痛をきわめし会議には、いずれも天皇の国法上の地位変更を含まざることとする一点に於ては一致するも、無条件受諾説に対し、

一、占領軍は我が本土に上陸せざること。

二、我が在外軍は所在に於て無条件降伏の形式をとらず、自発的に撤兵し復員すること。

三、戦争犯罪人の処罰は本邦に於て行うこと。

の条件付交渉説につき相対立し、十三時に至るも議決せず一旦休憩となり、ここに第一回の閣議が十四時半から開かれた。

席上熱烈なる質問応答なり意見の交換ありしは想像にあまりがある。ここに代表意見として陸海両相の述べたる要旨を紹介する。阿南陸相は満州における戦況を述べし後、現状では皇室の安泰を口に

し、好条件を出しても無条件降伏は忍び得ない。武力解除のあとではイタリヤの先例もあり、その轍をふんではならない。もちろん原子爆弾に次ぐソ連の参戦に対し、ソロバンづくでは勝利のメドがない。しかし大和民族の名誉のため戦いづけている中にはなんらかのチャンスがある。武装解除は不可能である。外地に於てことに然りで、事実戦争状態継続の外はない。死中活を求むる戦法に出ずれば完敗を喫することなく、むしろ戦局を好転させうる公算もあり得る。

これに対し米内海相は、

今日の戦は国家の総力を基礎とせねばならぬ。陸海軍各々の戦争ではない。原子爆弾やソ連の問題よりも、現在国内情勢の判断では戦争を継続し得るやを疑う。事実統帥府は知らず、海相としては米英に対しては勝味はない。さらにソ連に対しても然りと考える。最後に一撃を加えて勝ち得る機会は陸相の言のごとく一度は考えられ

るが、二度三度となるとそこに大きな疑問がある。現状の判断は軍需、農商、内務各相が御承知のはずである。私は物心両面より見て勝味がないと思う。それでは降伏して日本を救い得るか。それとも一か八か戦いつづけるのがよいか、きわめて冷静に合理的に判断すべきである。面目、面子などに拘っていられない。この際負け惜しみや、希望的観測は止めて実情に即し、堂々主張するものは主張し、談判に入らねばならぬと考える。御議論あれば詳しく所見を申上げる。

これに対し陸相の原子爆弾につき報告あり……その中に原子爆弾はなお百発あり、一カ月三発できるが、永持ちはできないといっている……海相より総力戦たる以上主管大臣の意見を聞きたいというので豊田軍需、石黒農林へ小日山運輸等戦争持続の困難なる実状につき、それぞれ所見が開陳せられ？議事は三時間にわたった。東郷

外相よりは、

本日午後のサンフランシスコ放送によれば、モロトフ外相は記者団に、佐藤大使より斡旋方の要請があつた旨を、トルーマン大統領、チャーチル首相に通報した。またバーンズ國務長官はポツダムにてトルーマン大統領よりソ連へ参戦を要請したと語っている。これに交換条件があつたかどうかは不明である。またストックホルムよりの情報に、佐藤大使および記者団は大使館内に抑留されていると伝えられている。

という発言ありて十七時半一旦休憩となる。

第二回の閣議が一時間後に開かれ、まず首相より共同宣言を受けるか否か、その一を選ばねばならぬ事態となりし旨を述べ、本日の指導会議の大体の意見につき外相の発言を求めた。

外相より、

完全なる一致ではないが、七月二十六日の宣言を基として、対処すべきかを考うるに、拒絶すべきではない。それで留保条件を付けるということが主要の論点となったのち、

第一、天皇の地位の保障（この点全会一致）。

第二、占領軍は日本の数地点とあるが、本土に上陸せざることをしたい。

第三、在外の軍隊の武装解除はこれを実現すること至難である。承諾しても事実衝突するであろう。自主的の撤廃解除により復員することとしたい。

第四、戦争犯罪人の裁判の処置ぶりは不明であるが、敵に引渡すとは記されていないが、本邦側にて処置したい。

この四点に同意なら受けてよいという説があつた。ただし不成立となつてなお戦えるか、どうするかについては明確なる一致はない。

もともと相手方はネゴシエーションにすることを避けている。現に三国宣言の表示されし方法もその一つの現れである。ソ連が外交によらずただちに宣戦布告せしもまた同じことである。この際バーゲンしようとしてもできない。談判によることはできないと考えねばならぬ。したがってきわめて必要なもののみをとりあぐべきであるが、戦争の継続不能なる以上は普通の交渉はだめである。ことに原子爆弾の出現に加うるにソ連の参戦あり、先方は承諾せぬものと見ねばならぬ。その意味からの検討では、

一、保障占領もある程度の行動を認めざるを得ない。ドイツの例のようになることも予想されるからである。したがってこの条件は絶対的のものではない。

二、犯罪人の問題もこの一点より戦争を継続するや否やといえばこれまた止むを得ない。

三、在外軍隊の武器解除はたとえ約束しても行われないかも知れぬということとは、大元帥の命によるも行われないうこととなり、日本の軍隊精神に抵触するから、表向きの主張はできない。来るべき停戦協定の時に善処すべきである。

四、皇室の問題に対しては大義名分上一歩も譲れない。日本民族は皇室の下に永遠に置かれることにより滅びない。国体の保持さえあればあらゆる苦痛も我慢する。やがて再興するためにはすべて辛抱する。それが日本を救う途である。したがって皇室を包含しおらざることと理解して全部受諾し、終結をはかるのほかはない。その上にて統帥府と打合せて休戦を提議するを適當と考える。

と報告あつた。これに対し阿南陸相より、

ただ今の外相の説明は会議の大体の空気というならば誤りである。四つの条件をスウェーデンおよびスイスを経て英米に通じ、もし容

れられるならば和平の準備あり、然らずんば戦を遂行するというのが過半数の意見である。

と抗弁。次いで閣僚の間に数々の議論があつたが、陸海相の間には次のような言論戦もあつた。

阿南陸相 在外の我が軍の方は自主的撤兵の上完全に武装解除し復員させたい。皇室のみとしてはイタリヤの先例もある。ここに見解の相違がある。保障占領されて後では口も手も出しようがない。先方のなすままとなる。現に新京四平街へ空襲があるが、当方はこぶしだけあげている形である。統帥府の空気は私より強い。戦局は五分五分である、互角である、負けとは見ていない。

次いで二、三の問答あり。

米内海相 戦争は互角というが、科学戦として武力戦として明らかに負けている。局所局所の武勇伝は別であるが、ブーゲンビル戦

以来サイパン、ルソン、レイテ、硫黄島、沖縄島皆然り、皆負けている。

阿南陸相 会戦では負けているが、戦争では負けていない。陸海軍間の感覚がちがう。

米内海相 敗北とはいわぬが、日本は負けている。

阿南陸相 負けているとは思わぬ。

米内海相 もし勝つ見込みあれば問題はない。

阿南陸相 ソロバンでは判断できぬ。とにかく国体の護持が危険である。条件つきにて国体が護持できるのである。手足をもがれてどうして護持できるか。

次いで三、四閣僚間に問答あり、或は共和制を押しつけられる憂ありと反対するあり。さらに或閣員はソ連を仲介としての外交工作の失敗にかんがみ、事ここに至れる以上は政府といかんだんこして

の責任如何と問うところあり、首相は断乎たる態度を以て、今日は付議せる当面の問題の審議解決に専念するべき旨を強調して決然これを斥け、次いで東郷外相よりは、私の責任問題についての存念はすでに首相に通じてある。この際それだけ申述べておくというあいさつがあつた。

私は条件となると事面倒であるが、希望として、参考として申添えることは差支えないはずである。保障占領にしても相互のためその地点なり員数等につき希望をのべる。ことに武装解除は中国をはじめ南洋各方面にては本土を遠くはなれて通信も不便であり、また十分に理解せしむることは困難である。しかも兵数もおびただしいだけに事実なめらかに運ばれない懸念が多分にある。我が命令を下してもその円滑なる実現につき何分にも保障できない。

その時になつての責任ということすら考えられる。故にそうした

点につき希望を述べることは何等差支えなきのみならず、現地の武装解除となるも前以て右の事情を通じおくことが後日のために必要である。東郷外相の善処をのぞむ旨を述べた。

この時に私の提言に対し、外相は簡単に了知するかのような返事があつたが、よくも聞きとれなかつた。しかしあとで委曲をつくして先方へ申し通じてあつた。現に十四日午後詔勅に副署を終えしあとたまりの室にて、阿南陸相は外相の前にいんぎんに、

先程保障占領および武装解除について連合国側に我々の希望を申入れし外務省案を拝見しました。まことに感謝に堪えません。ああいう取扱をしていたただくのだったならば、御前会議でああまで強くいう必要はなかつたのです。

これに対し外相は、「あれは条件でなく希望条項としては速かに申入れるよう説明していたのです」と例の調子のない返事をしたの

であつた。

結局閣議は午後十時を過ぎてなお決せず、しかも事態はこのままのびのびになつてはならぬ。首相は再び最高戦争指導会議を開き聖断を仰ぐことに決意し、閣員には閣議の決定は見る事ができません、これより参内奏上する旨を述べ、ここに閣議は再度の休みに入つた。

第十八章 天皇陛下始めての聖断

八月十日の最高戦争指導会議

八月九日第一回の最高戦争指導会議の後をうけて前後二回の閣議がつづき、後十二時近くから閣僚の待機を前にして、第二回の最高

戦争指導會議が翌十日午前二時半まで宮中で開かれた。

陛下の親臨を仰ぐ時は首相と陸軍參謀總長、海軍軍令部總長と連署にお伺い書を差出すことになっている。第一回の會議がまとまらない、危機は一刻を争うている。いずれは第二回の會議をとというので、迫水翰長は待機開会の予備手段として、あらかじめ両總長の署名を願った、多少の文句もあつたらしいが署名した。それがこの深夜の不意打會議となつたのである。

これがまず異例の第一である。

第二には平沼枢相が會議に参加した。平沼枢相の懐刀として、かつては平沼内閣の翰長であり、現に閣僚の職にある太田文相に、御召により至急参内ありたき旨使者に立つてもらつた。首相は第二回の閣議をすまして宮中に参内した。これより再び指導會議を開会、親臨を仰ぐ旨御裁許を得た、さらにこれまでのような意見対立のま

までは相ならぬ、また枢府議長の見解をも聴取さるべく、まったくの異例ながら平沼枢相にも御召により参内すべき旨手順中の旨言上し、これまた御許しを得たのである。

しかしそうした形式ばかりではなかつた。急迫せる時局はもはやつるの一声をまつ外はない、決をとるといふような事態は遠く通り越してしまっている。この上は聖断を仰ぐ旨御願いしたというか、或はもうそうした聖意でもあつたらうか、私の心持では君臣の間親子のごとしといえ言ひすぎでもあろうが、陛下と首相と水魚のごとくなり、異例の指導会議が真夜中に開かれたのであつた。

会議は三対三になっている。平沼枢相の参加により三対四となるとしても……平沼はいずれの側に立つか。米内海相は迫水翰長に

「多数決なら今日勝てる見込があるか？平沼男は危ないぞ」といったとある。第二回閣議の席上にて海相と左近司國務相の間にそう

した話もあったが。閣議の席から外して太田文相は平沼邸をたずね、さらに枢相を宮中まで案内した。その間に事情をつぶさに話したであろうから、その点は必ずしも懸念を要せずと見られた。しかし問題は何事とちがひ、多数決、しかもただ一点のちがひであり、直接終戦の衝にあたるべき両総長と陸相が反対とありては、終戦そのものがなめらかに遂行することと思ひもよらぬ。左近司國務相は米内海相にこの際決をとつてはあとの実行はけつしてなめらかにいかぬ、かえつて紛亂を来す憂がある、一に聖断をまつことにしたい旨を話すと、海相も全然同感ということであつた。第三回の閣議にかへつた海相は、左近司國務相の肩をたたいて、「首相にいったら首相はよしといった。……うまくいったよ」

ということであつた。それでは第二回の指導會議はどうであつたか。

東郷外相はポツダム宣言無条件受諾のほかなき旨をのべた。

阿南陸相は本土来襲を機として大打撃を与うべし、ただし提案せる条件でまとめ、終戦可能ならば賛成なりと述べ、

米内海相は外相説に賛成し、

平沼枢相は四十分にわたり各員へくさぐさの質問をつづけし後、外相の説に賛成の旨をのべる。

梅津、豊田両総長は陸相の説により死中活、玉砕の決意をくりかえす。

首相は依然として自己の意見を述べない、決をとる代りに、

議をつくすことすでに数時間に及べども議決せず、しかも事態はもはや一刻の遷延を許さず。まことに異例でおそれ多きことながら、聖断を拝して本会議の結論といたしたく存じます。

と言上した。首相の自席にもどるをまち、陛下は聖断を下すこと

となつた。平和と腹を決められている陛下。八カ年侍従長として奉侍したる鈴木貫太郎、また親しくかつては組閣の大命を拝し、次いでは小磯内閣に副総理の思召を伝えられし米内光政の心持とびつたり意見の合致せる陛下は、まず外相の意見に賛成の旨をのべられ、ここに和平の終止符が打たれたのであつた。その要旨は、

大東亜戦は予定と実際とその間に大きな相違がある。

本土決戦といつても防備の見るべきものがない。

このままでは日本民族も日本も亡びてしまう。国民を思い、軍隊を思い、戦死者や遺族をしのべば断腸の思いである。

しかし忍びがたきを忍び、万世のため平和の道を開きたい。

自分一身のことや皇室のことなど心配しなくともよい。

以上はただその要旨をあげただけであるが、大東亜戦は予定と実際との間に相違があるといわれし内容には、

九十九里浜の防備について、参謀総長の話したところと侍従武官の視察せるところと、非常な差があり、予定の十分の一もできていない。また決戦師団の装備についても、装備は本年の六月に完成するという報告をうけていたが、侍従武官査閲の結果では、今日に至るも装備はまったくできていない。かくのごとき状況にて本土決戦とならば、日本国民の多くは死ななければならぬ。いかにして日本国を後世に伝えうるのか。

という、今までにまったくためしのない隠忍沈黙の型を破った陛下自らの思いのままを直言されたのであった。満場ただ嗚咽の声のみである。首相は立った、会議は終わりました。ただ今の思召を拝し、会議の結論といたしますといった。聖断とはいわぬ、思召を拝して会議の決議とし、第二回の会議は閉じられたのである。首相の車は官邸へ急いだ。時計の針は、はや八月十日午前三時を指している。

九日の夜もふけてはや十日の午前三時というに、御前会議より引き下つてきた首相はじめ関係大臣を迎えて第三回の閣議が開かれた。この間阿南陸相は待ちもうけている軍事参議官の会合へ立ちよつた。まず東郷外相より聖断により宣言を受諾することとなりし旨を報告し、急を要するため枢密院に諮問せざることをつけ加えた。その受諾の案は、

七月二十六日付三国共同宣言ニアゲラレタル条件中ニハ天皇ノ国家統治ノ大権ヲ変更スル要求ヲ包含シ居ラザルコトノ諒解ノ下ニ日本政府ハ共同宣言ヲ受諾ス

というのであり、この諒解を確認せられたき旨を附記したのである。この原案には「天皇ノ国法上ノ地位ヲ変更スル要求ヲ含マザルモノト諒解ス」とあつたが、平沼枢相の強き意見により書き改められたとのことである。迫水翰長の手記中に、「天皇の国家統治の大

権なる文言は連合側政府にとりては恐らく多大の疑問を与えたるものと思うのであつて、後に問答を得た際の感じに於ては、むしろ原案の通りの文言の方が連合側も諒解し易かつたのではないかと思われる」とあるが、吾々も同じような感じを持ったのである。それで外相が、米国へはスイス政府を経由し、また英国へはスウェーデン政府を経由し、返事を求める旨をつけ加える。停戦の話は統帥府の筋で決するが、先方よりの回答の後のことにする。

旨をつけ加え、首相は聖断により受諾に決したる旨を宣した。あとはこの受諾した大きなニュースを少しでも早く内外に知らすべしという意見と、大詔渙発後にすべしという意見と対立し、この点を中心にして数々の質疑や意見が続出したが、とにかく先方の確答をまつてということ、九日午後三時より三回にわたりし閣議は十日午前四時に閉会を告げたのである。

あげつろひ昼より夜へ夜をこめてはや仰ぎたり朝の光を

九日より十日にわたる最高戦争指導会議により、さいころは投げられたのである。倫言汗

のごとしという。未だかつて有らざる会議……それはいつも全会一致となりし後の形式の御前会議である、聖断をまつ必要がなく、またそうした機会が与えられてなかった。しかし国家存亡の渡頭に立ち、議決せずして聖断をまつこととなった。八月十四日の午前会議の前奏曲として戦争指導会議により、政局收拾の指針公に定まり、ここに百八十度の転回を見ることとなったのである。

第十九章情報局総裁談と陸相布告

上 宣言受諾表示の時期

十日十三時鈴木首相は前内閣総理大臣たりし人々を首相官邸に招き、一切の経過を報告し、一同はさらに御召をうけて参内した。この日の閣議は十四時より開かれて、受諾せる旨を何日何時いかに公表すべきかにつき論議が重ねられた。早く公表すべしという論旨は、今公表すると、その向うところがよく分つて民心も落ちつく。

原子爆弾が現われた、公表が一日半日早いだけ空襲の被害が少くなる。

軍部その他国内の主戦方面の運動をいく分とも阻止する。

もし先方が、我が申出を否認すれば、これまで譲歩してなおかつしかり、その上はと一億玉砕の総決意を強め得る。

このままにて公表がおくれると流言が盛んとなり、一日一日と物情が不穏となるばかりで、秩序の維持も困難となる。

これらの早く公表すべしという意見に対し、反対論としてあげら

れしは、

今日まで国民あげて気を張り通し、あえぎあえぎ重荷をかついで来たものが、一旦終戦とばかりに荷をおろし、さて交渉不調となつては国をあげて気くずれとなる。

軍の方では一度緊張気分がほぐれて再び引きしめることは不可能である。不調にはなるまいと思うが、先方もアメリカカ国ではない。連合国との間に相談もあるから、ために時日がのびることも覚悟せねばならぬ。さて当方から一旦発表したとなると、大衆の中には憤激する者もあるろうが、おそらく相つぐ空襲と窮屈な生活にくたびれ切った民衆の多くは、むしろ休戦を待ちかねているのではなからうか、そうした空気がまざまざと見え、その情勢を先方に看取されることはいずれにしても不利である。軍の方では遠隔の土地にある軍隊へ、それぞれ終戦という不意打ち通告をするためには、通信

の不便なる地域もあり、いろいろ事故も起ろうから、相当の事前工
作が必要である。何よりも一度降伏の申込をしたことが公表されて
からは、その後に大詔が渙発されても、その響きが薄くなるばかり
でなく、大詔に先だちて公表すれば、戦争継続派のため不測の事変
が起り、收拾しがたくなる懸念が多分にある。

これを要するに、大詔により国民をして初めて承知し、覚悟をき
めしむべく、その前の公表は差控うべきである。そうした見地から
本件の発表の時期は大詔が発せられし時ということに決定し、その
他は閣議をまたず私が陸海軍及び外務大臣との間に打合わせ臨機き
めることとし、大衆にはいよいよ確定するまではジリジリと終戦の
空気へ方向転換の足取りを進めることとなった。

下 総裁談と陸相布告の矛盾

そこで情報局にて作成せる草案をもとし、三相にそれぞれ披露した。今まで総裁談もかずかずあったが、これほど練り上げた総裁談、それも陸海両相と三者談合の上数次検討を重ねた総裁談、この含蓄深い総裁談は八月十日午後四時四十分発表として十一日付の新聞に公表された。ところが同時に問題となつたのが、これとならんで掲載されし陸軍大臣の布告である。総裁談は戦局の推移を叙し、最近新たに發明せる新型爆弾Ⅰまだ原子爆弾とはいわされないⅠを使用し、加うるに昨九日ソ連は一方的宣言にて我に攻撃を加ふるに至りし旨を説き、我が軍はもとより直ちにむかえて容易に敵の進攻を許さざるも、今や真に最悪の状態に立ち至つたことを認めざるを得ない。正しく国体を護持し民族の名誉を保持せんとする最後の一線を守るため、政府はもとより最善の努力をなしつつあるが、一億

国民にありても国体の護持のためにあらゆる困難を克服して行くことを期待する。

と結んである。百八十度転回のターニングポイントとして最後の一線を守るためというきわめて含蓄深き文句をならべてあるに対し、陸相の布告は、

全軍將兵に告ぐ。「ソ」連遂に皇国に寇す、明文如何に粉飾すと雖も大東亞を侵略制覇せんとする野望歴然たり。事蓬に至る、又何をか言わん。断乎神州護持の聖戦を戦い抜かんのみ。

仮令、草を喰み土を嚙り野に伏するとも断じて戦うところ死中自ら活あるを信ず。是れ即ち七生報国「我れ一人生きてありせば」ちよう楠公救国の精神なると共に、時宗の「莫煩惱」「蕪直進前」以て醜敵を蠟燃せる離燕なり。全国將兵宜しく一人を余さず楠公精神を具現すべし、而して又時宗の闘魂を再現して騎敵撃滅に碁直進前

すべし。

というのであった。新聞社の方からこんな食いちがったものをならべてしらせられぬという。迫水書記官長からも陸相布告の掲載はさし止めてくれという。陸軍からはトヅプへのせよと高飛車でせつていく。情報局へかえると第一部も陸軍の連中は大本営へ出かけて人の影なく、海軍側は高瀬大佐が残っている。こうした布告を海軍に一言あいさつもなくやるのはげしからぬ。やるくらいならば海軍も黙っておれぬといきまぐ。上を下への混線である。

そこで陸相と私との電話となった。この布告については陸相も若松次官も吉積局長も知らない。吉本軍務課長も案文は知っていても、新聞社へ掲載を命じたとは知らなんだ。阿南陸相はとりあえず電話では、私までとにかく陸相布告ものせてやって下さいということであつたが、省内では聖旨必謹の大本に反するものとして問題になる。

ついに吉積局長自ら各新聞社を歴訪して発表の取り止め方を求めたが、時すでにおそく、十日付の新聞のトップに相ならんで出る、放送協会も将校直々に乗り込んで、陸軍マーチではやし立てて陸相布告の放送を強要した。

事実鈴木内閣は右の手にて戦い、左の手で和平工作をすすめている。そのまた陸軍の中でも青年将校は課長、局長、次官も素通りしてジャンジャン進軍の太鼓をたたく。暗雲低迷乱調子となりし真相があらのままに新聞紙上に直写されたと見てよいのである。

第二十章 受諾ニュースの欧米への反響

情報局総裁談と陸相布告は、国内では八月十一日付の新聞紙上にのせられたが、国外へ発表されたかどうか？

二十一年新年号の「大平」誌上に同盟の長谷川海外部長は、「終戦前後一週間」と題して当時の思い出を筆にしてある。立場立場によりいかにそれぞれ苦心が払われていたか、その片影がうかがえる。十日の未明に御前会議、さらに閣議を終りて重要訓令が外務当局の苦心さんたんたる推敲をへたる後、午前九時頃スイスの加瀬公使とスウェーデンの岡本公使へ発信された。

法律の知識も政府部内のはんさな手続も知らない記者は、ポツダム宣言受諾ときまるからは、即時終戦の大詔が渙発されると予想したが、後四時頃出た下村情報局総裁の声明はなんと国体護持の宣言だ。

日本国民として当然そうした覚悟は持っているが、声明の与える印象は廟議の決定とはおよそそぐわない。久富情報局次長の起草したものと伝聞しているが、恐らく各方面の意見をとり入れし結果、

声明の主旨が晦渋におちいったのであろう。

そうした声明は外国へ伝うべきか否か大いに迷っているところへ、陸相の全軍に対する最後まで抗戦すべしという布告である。廟議の決定として承知しているところと相容れない。記者は慎重考慮の末、独自の判断と責任に於て総裁談も陸相布告も黙殺することにした。

前者は文意がさくそうし、ことに国体護持の觀念を英語に訳しても、米英両国民にピンと来ないだろうし、後者は日本軍に対する布告で、外国に伝える必要はないという理由である。

ところが宣言受諾の廟議の趣旨を貫徹するため、さらに国家代表通信社として同盟の立場からもこの重大決定を世界に伝えずにはおかない。スイスとスウェーデンへの訓令が出てからもう十二時間を過ぎている。新聞人としてこれを欧米に伝えるのは当然であるが、問題があまり重大ゆえ松本外務次官へ連絡した。次官は当面の責任

者であり、いわゆる官僚であるにかかわらず、陸相布告と総裁声明の対外報道とりやめも、両公使への受諾訓令の内容を同盟の電信同報にて全世界へ伝えることにも同意してくれた。記者は松本次官へ心から敬意を表せざるを得なかった。

もつとも国内では高度の国家機密だからこの電報の扱いは慎重の上にも慎重を期し、まず古野社長の許しを得、別室にて安保英文部長自身にタイプを打ってもらい、十日午後八時から米英むけ放送にくり入れた。事面倒となれば全責任は一身に負うつもりで……。

以上の記事を見ると、立場立場でそれぞれに見方考え方のいかにちがってくるかということもわかる。内閣記者団の中には、国体護持が「最後の一线」なりという含蓄深き気持を察知した記者は少くなかったが、長谷川部長はただ国体護持の宣言だと片付けてしまっている。長谷川君にしてなお然りである。もともと分ったような分

らぬように筆を入れた総裁談なのである、それだけに分らないのも無理がない。同時に君がこれを黙殺し、またさらに在欧公使への訓令の内容を発信するに至りし当時の苦心のほどは察するにあまりある。翌日から長谷川部長は骨身を削られるような日がつづいたといっている。社内にも絶対にもらせない、統帥部や情報局からは訓令の内容打電の責任を問われる。東京の中華総局からも英文の電信同報を傍受して詰問の電報が舞いこむ、情報局からはいろいろ事情をただされ、後八時近くにかえると冷汗がわきの下から流れ、弁当ものどを通らない。

ロンドン以来爆撃をくって生死の大事については腹ができていっつもりだし、廟議決定の旨を正しく世界に伝えて和平に貢献するは臣子の分としても、日本国民の一人としても、否同盟通信社の社員として当然の任務だと考えていたのだが、どうも身辺危険となると、

あわてるのが凡夫の悲しさだ。

と筆にしてある。私も十六年間朝日新聞社の飯をくっていたので君の心持はよく分る。当時の情報局の消息については、私は席もあたたまらず、よくは耳にもしなかつたが、後日井口第三部長の直話によれば、外務の第三部は外務省と連絡をとり、すべて和平を推進する側にあつたから、当時第一部の軍報道部側から絶えずやかましく突込みに来て、当時はかなり騒々しかつたということであつた。

私はこの機会に当時内閣の記者団、情報局の記者クラブの中より和平のためによせられたる熱意に対して感謝を表したい。中には國務大臣室に総裁官邸に、またわざわざ田園調布までたずねられた諸君も少くなかつた。

それならば訓令なり内閣の欧米へ伝送されし反響がどうであつたか。十日の午前六時四十五分スイス、スウェーデンの両国公使にそ

れぞれ通告され、午後九時には、

A・Pは同盟の報道として全文をそのまま全世界にばらまく。

ロイターの電信同報によれば、ピカデリーサーカス一帯ではお昼の一時頃というのにロンドン児は路上でダンスして終戦を喜んでい

る。
U・P電報はトルーマン大統領は同盟の同報を手にするや、朝食がすんだばかりなのに、そのまま書斎に入る。スチムソン陸軍長官とバーンズ國務長官等相次いでホワイトハウスへつめかけ、重要会議を開いている。

と報じてある。ところが日本にて一刻千秋の思いでワシントンよりの回答をまつているのはごくごく少数の人だけで、知らぬは日本のオール大衆と兵隊であり、全世界にははやくも平和の鐘が鳴り渡り、夜が明けたとばかり大はしやぎであったのである。

第二十一章 四国回答と東郷外相

ワシントンでは、モスクワ、ロンドン、重慶と電話で四角外交がはじまっている。そのうちワシントンからの通信には、四国政府は日本政府の申入れを拒否するらしいという情報あれば、U・Pからは最高司令官を通じて国務を見ることを条件として受諾したとの情報がある。

十二日の朝バーンズ國務長官より四国回答の放送あり、国家統治の権限は最高司令官の制限の下におかれることと、政府の形態は国民の自由意思によるという二点が問題となり、東郷外相も朝早く参内する。平沼枢相は木戸内府へ国体論から反対意見をのべる。阿南陸相もこれでは日本は亡国となると木戸内府へ抗議を持ち込んでく

る。軍部の空気はとみに硬化し、風雲はまさに急である。十三時より閣僚懇談会が開かれる。東郷外相より先方の回答文を披露する。

「ポツダム」宣言ノ条項ハコレヲ受諾スルモ、右宣言ハ天皇ノ国家統治ノ大権ヲ変更スルノ要求ヲ包含シ居ラザルコトノ了解ヲ併セ述ベタル日本政府ノ通報ニ接シ、ワレ等ノ立場ハ左ノ通りナリ

降伏ノ時ヨリ、天皇及ビ日本政府ノ国家統治ノ権限ハ、降伏条項ノ実施ノタメソノ必要ト認ムル措置ヲ執ル連合軍最高司令官ノ制限ノ下ニ置カルルモノトス

天皇ハ日本政府及ビ日本帝国大本營ニ対シ「ポツダム」宣言ノ諸条項ヲ実施スルタメ必要ナル降伏条項署名ノ権限ヲ与エ、且コレヲ保障スルコトヲ要請セラル、マタ天皇ハ一切

ノ日本国陸、海、空軍官憲及ビイズレノ地域ニ在ルヲ問ワズ右官憲ノ指揮下ニ在ル一切ノ軍隊ニ対シ、戦闘行為ヲ終止シ、武器ヲ引

渡シ、及ビ降伏条項実施ノタメ最高指揮官ノ要求スルコトアルベキ命令ヲ発スルコトヲ命ズベキモノトス

日本国政府ハ降伏後直ニ、俘虜及ビ被抑留者ヲ連合艦船ニ速力ニ乗船セシメ得ベキ安全ナル地域ニ移送スベキモノトス

最終的ノ日本国政府ノ形態ハ「ポツダム」宣言ニシタガイ日本国民ノ自由ニ表明スル意思ニ依リ決定セラルベキモノトス

連合軍隊ハ「ポツダム」宣言ニ掲ゲラレタル諸目的ガ完遂セラ
ルマデ日本国内ニ留マルベシ

以上が先方よりの回答であるが、権限競合の問題、降伏事項実施の關係のみについてであり、天皇および日本政府の権限につきその一部を制限せらるるも、天皇の身分の問題につきてはふれているのではない。また政治形態ということには国体も含まれることと思ふが、すべて今研究中であり、とりあえず右のみ報告するが、統治権

の一部制限は治外法権国際地役にも先例がある旨を付け加え説明した。

これに対し議論百出したことは当然すぎる。結局公報を待ちてということで散会したが、十二日はまさに台風の前やしじまとでもいうべきであった。何よりも政体は国民の意思によるということと、統治の権限は最高司令官の権限に従属するということが議論の焦点となった。この従属するということばの原文は次のごとくである。

(英文略)

一、連合国が陛下並びに帝国政府の国家統治の主権を原則として確認したこと

一、しかし右統治の権限は連合国最高司令官の権限に従属するこ

と

一、最高司令官は降伏条項の実施に妥当な処置を講ずること

となり、ドイツのように連合国の分割占領にならず、中央政権の存続は承認されたのである。このサブゼクト・ツーは従属すると直訳さるべきであるが、制限のもとにありと訳せるところに外務当局の苦心があつた。中身は同じことでも従属すると訳してしまうと、現実をはなれた訳語の遊戯であつても、抗戦派には絶好の反対口実を与え、問題は紛糾してしまふ。

長谷川部長の筆には、

一方では閣議の空気は険悪で、さらにワシントンへ照会しようとか、内閣は投げ出しそうだとかいううわさが飛び、一方ではニューヨーク・タイムスのワシントン特派員は、東京時間の十三日午前一時までに日本政府からの回答が来なければ、日本本土へ総攻撃を加

えるという報道をおくってくる。十二日の夜はまさに危機一髪にかかっていった。

と記してある。この頃ニューヨーク・タイムス紙やヘラルド・トリビューン紙では日本皇室に関する論説の放送あり、皇室は廃止せらるくしと露骨に論じてあったといふので、陸軍省軍務局の青年将校は急ぎ印刷して閣議へと届けてくる。迫水翰長はそのままに伏せておいたということだが、このころ翰長はじめ当局の人たちは昼夜の別なく四方八方から苦情や文句のやりぶすまの中に、まったく一睡のひまもなかったのである。

閣僚懇談会と同じころ、宮中にて十五時より十七時二十分まで皇族会議はきわめて自由に話し合われた。陛下よりはレイテ以後の戦局の推移より和平の決意に至りし経過につき御話があり、皇族方よりも一致協力して御上意に添い御助け申上ぐべき旨奉答した。席上

三笠宮には強く陸軍の反省を求めたということであり、陸相はその夜三笠宮邸をたずねている。

鈴木首相はこの夜二十一時三十分に木戸内府をたずねている。木戸供述書には、時局の意見交換の末に外務省の解釈に従う、この上戦を継続すれば爆撃と飢餓にさらされる。回答を受諾すれば国内に動乱など起るかも知れぬ。我々は命を投げればよい。この際迷うことなく受諾の方針を断行しようではありませぬかという、首相は力強く「やりましょう」と答えられたので意を強くしましたが、最高戦争指導会議の開催が困難となってきたのが一つの心配の種でした。

と記してある。かくのごとくにして興奮と混乱の第一夜は更けていった。

こうした間を通じて私の東郷外相に対する感覚がいつとなく変つ

てきた。彼を見直して高く評価するようになったのである。由来彼の顔面は蒼白である。切れ目でとげとげしい。ことばは切り口上で声はかすれて鼻にかかっている。笑うことも心得ているのだろうが、胸の奥へたたみこんでしまい、御愛想とか愛嬌とかいうものはどこかへ置き忘れている。春風たいとう和気あいあいではなく、秋風齡雜や木枯の寒々とした感じである。話にニベがなく取りつく島がない。太平洋戦開始の時の彼の態度にグルー米大使がかなり反感を持ったとあるが、無理からぬことと思う。

しかしいよいよ和平、いや降伏の段階に入ると、木で鼻くくったような彼のしぶとい冷静さがモノをいいはじめてきた。昼夜の別なく大手からめ手から軍部は彼をゆすぶったが、彼はテコでも動かなかった。

和平には何よりも陛下の腹がきまっている。鈴木首相も木戸内府

も足並がそろっている。

米内海相に至りては彼に、あくまで所信により進まれたし、米内はどこまでも全力をあげて協同する。

と激励していた。しかしとにもかくにも彼は軍部から、右翼から、抗戦派から包囲され、不忠なり、卑怯なり、未練なり、裏切なり、謀反なりとまで非難された。しかし彼は首相に、陛下は決裂を欲しない、このままでよいとおっしゃった。必要なら先方にたしかめてもよいが、糸を切ってしまうまいようとお考えである。ところがこの際たしかめることは糸を切ることになる、決裂です。そうしたことに閣議がきまるならば自分は単独で上奏します。

と明言している。首相がかって私に、東郷をよく知らない、ただ東条首相とてつぱって外相をやめた、意志の強い人と思うから外相に迎えたと話したことがある。まさしくその眼鏡にかなったのであ

る。彼はがんばり通したのである。

私が彼を見直したのは、和平交渉に入ってから彼の閣議における態度である。私は閣議では議事進行のためできるだけ口をつつし
み控える方針をとってきたが、外相に至りては所管外には一切口を
かんして語らない。所管事項でも簡に失しても繁にはわたらない。
和平条項なども口先でなるべく問題にならぬよう片付けてしまう。
彼は一切刷りものをくばらない。見せてくれというと、今翻訳させ
ているという。長くもない条項の訳文をいくら催促しても一日また
一日、今持つて来させますと口先ばかりではぐらかしてゆく。中に
はサブゼクト・ツ一の文句を援用して原文を見せよという。彼はす
ぐ取りよせるといっただけで一向とりよせない、原文なり訳文を見せ
たら、サブゼクト・ツ一を訳して制限の下にありなどとは、けだし
おかしいくらいのものである。とうとう彼はポツダム宣言以後相互

に取り交した文書は、訳文はおろか原文も一切閣議の卓上へ見せずじまいにずるずるとパスしてしまった。私は心ひそかに味をやるワイと感心したのである。

人間には長所あり、短所あり、東郷外相はその長所も短所も相当きわだっていた。この長所は来るべき御前会議にも異彩を放った。それは次々の章に記されしごとくである。今や国家安危存亡の分る時に彼の長所は十分に發揮されたといつてよい。……ただし市ガ谷法廷における彼の言動に至りては組しないが、終戦時の功績にくらべたなら、軽重緩急

は同日の論ではない。それならばホワイトハウスにおける実状はどうであったか。スチムソン陸軍長官の回顧録等によれば、ポツダム宣言の原案ではスチムソンの案として、

日本は現在の皇統の下に立憲君主制を維持することができる

という一項がはいっていた。それがいろいろの意見があつてぬけてしまった。その問題が日本側からむしかえされたことになる。八月十日のホワイトハウスでは合同参謀本部議長リーイ提督は日本の通告は受諾すべきだと主張し、スチムソン長官は各地の日本軍を円満に降伏させるためには天皇を存置するの必要あることを主張した。しかしバーンズ國務長官は無条件降伏の要求から後退するのはよくない、何等かの条件を受諾しなければならぬのならば、それは日本側からでなく連合国の方から提出するようになりたいという。結局バーンズ長官の筆となったのが四国回答であつて、スチムソンは先方としては日本側からの条件を直接に受諾することをさけて、新たに連合国側から条件を出した形をとりつつ、しかも日本側に安心を与えるものであつた。ポツダム宣言の約束以上一步も出ない、それで間接に天皇の地位を認めたものであつたというのである。

アメリカではもともと承認してることだから条件として認めてもよいが、無条件の主義に反するといふので、内容は認めたと同じつもりで回答する。日本ではそこまできみとれなくて、国体護持ができるできぬとモチについでしまった。はじめからスチムソン長官案の一項があれば五日早く終戦となったかも知れない。また回答案にこだわってしまうと幾月のびたかも知れない。まさしく外交戦の綱渡りであった。こんな解釈のちよつとしたことで戦と平和の分れ道になるのだから、それこそまったく危かしい次第である。